

第 28 期（2017 年度）プロ・ナトゥーラ・ファンド助成 募集要項

1. 助成の趣旨

近年、各地で人類の活動による自然破壊が進んでいます。プロ・ナトゥーラ・ファンド助成では、日本や海外の自然保護のための、フィールドワークに基づいた基礎的な研究や、地域に根ざした自然保護活動、自然保護に関する書籍の出版、そして当財団が年度ごとに定める特定のテーマに取り組むプロジェクトに対して助成を行います。

2. 助成対象カテゴリー

当助成は、以下の 5 つのカテゴリーで募集を行います。

- A. 国内研究助成・・・日本国内における自然保護のための調査・研究
- B. 国内活動助成・・・日本国内における自然保護のための普及・啓発活動
【本年度より新設】地域 NPO 活動枠・・・日本国内の地域の NPO による自然保護活動
- C. 海外助成・・・海外の地域における自然保護のための調査・研究および普及・啓発活動
- D. 出版助成・・・自然保護に関連する書籍の発行
- E. 特定テーマ助成・・・第 28 期のテーマ「シカ問題の解決に向けた実践的な活動ならびに研究」

3. 応募資格

- A, B, C, E：自然保護のための調査・研究や活動を進める能力のあるグループ。
- D：自然保護のための調査・研究や活動を広める能力のあるグループまたは個人。

4. 助成金額と期間

- A, B, D の助成は、1 件あたりの助成金は上限が 100 万円で、1 年間の助成です。ただし、B の地域 NPO 活動枠は、上限が 50 万円で、1 年間の助成です。
 - C の助成は、1 件当たりの助成金は上限が 150 万円で、1 年間の助成です。
 - E の助成は、1 件あたりの助成金は上限が 1 年につき 100 万円で、最大 2 年間の助成です。
- いずれのカテゴリーでも、内容に応じて申請金額から減額して採択する場合があります。

5. 募集期間

2017 年 5 月 29 日（月）から 2017 年 7 月 14 日（金）まで。

6. 選考方法

条件を満たす全てのプロジェクトを対象とします。専門家による審査委員会にて選考の後、当財団理事会の決議を経て、助成先を決定致します。選考結果は、2017 年 9 月末までに当財団 Web サイトにて公開します。審査途中での採否の問い合わせには応じかねます。

目次

A. 国内研究助成.....	1
B. 国内活動助成.....	5
C. 海外助成.....	9
D. 出版助成.....	13
E. 特定テーマ助成「シカ問題の解決に向けた実践的な活動ならびに研究」	16
募集要項 要約表.....	20
注.....	21

問い合わせ先

本助成事業についてのアナウンスは、以下のウェブサイトで行います。

<http://www.pronaturajapan.com/>

<http://www.facebook.com/pronaturajapan>

質問等は、以下のメールアドレスにお願いいたします。

office@pronaturajapan.com

A. 国内研究助成

A-1. 助成目的

日本国内における、自然保護活動の基礎となる調査・研究に対し、研究資金の助成をします。

A-2. 助成対象テーマ

日本国内における自然保護のための調査・研究で、次のようなカテゴリーに入るテーマが対象となります。

- 1) 地域の自然保護を目的とした、生物・生態系ならびに地形・水文・気象などの調査・研究。
- 2) 自然保護を目指した森林、干潟、藻場、河口域などの陸域、水域の環境の調査・研究。
- 3) 絶滅が危惧される動植物種の調査・研究。
- 4) 国内に定着した外来種の調査・研究。(国内外来種も含む)
- 5) 現在起こっている自然保護問題の解決のための調査・研究。
- 6) 自然保護問題解決のための調査・研究手法の開発。

以上のカテゴリーに入らないテーマを設定される場合には、事前に事務局にお問い合わせください。

A-3. 応募資格

申請は、研究を行うためのグループに限ります。法人格の有無は問いません。大学や研究機関等の研究室構成員からなる研究グループや各地の市民グループ、任意団体、NPO 法人、公益法人、国内・海外の自然保護団体に属しているメンバーのグループも含まれます。申請者は、自然保護のための調査・研究を企画、遂行することが求められます。研究者はもちろん、一般の方でも研究を遂行する能力のある方でしたら、どなたでもご応募いただけます。

現在助成を受けている研究グループが、引き続き申請を行うことは特に禁止していません。ただし、研究の単純な継続計画は原則認めず、同じ生物や地域などを対象とする場合でも、新たな分析方法や、新たな問題解決の手段等が示されている必要があります。他の新規案件と同様の審査を行います。

プロ・ナトゥーラ・ファンド助成において複数のプロジェクトを申請することはご遠慮ください。1 団体 1 件のみの申請としてください。ただし、申請者が他の団体のプロジェクトにおいて、構成メンバーとなることは認めません。

当財団の評議員、役員、審査委員会委員は、応募できません。

なお、以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ① 営利を目的としたもの。
- ② 特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③ 他の機関からの委託を受けているもの。

A-4. 助成金額と期間

1 件当たりの助成金は上限 100 万円、助成期間は 2017 年 10 月から 2018 年 9 月までの 1 年間です。

A-5. 選考基準

1. 自然保護上の重要性・緊急性： 自然保護上重要な地域、対象事物を扱っており、緊急性も認められるものであるか。
2. 計画の妥当性： 申請プロジェクトの到達目標、また目標を達成するための方法、予算、期間は妥当か。
3. 成果の有益性： 研究で得られたデータや成果が、今後自然保護に役立っていくものとなるか。

A-6. スケジュール

応募開始	2017年5月29日(月)
応募締め切り	2017年7月14日(金) 正午(郵送の場合は事務局必着)
助成決定・結果通知	2017年9月末
助成期間	2017年10月1日から2018年9月30日まで
前期分送金	2017年10月上旬(覚書提出後)
中間報告書提出	2018年3月31日
後期分送金	2018年4月上旬(中間報告書受領後)
最終報告書提出期限	2018年11月30日
助成成果発表会	2018年11月下旬～12月上旬

A-7. 応募手続き

1. 申請書類の入手

申請書類は、以下のサイトよりダウンロードしてください。

<http://www.pronaturajapan.com/foundation/pronaturafund/28pnfbosyu>

2. 申請書の提出

申請書の提出は、次の2通りの方法のいずれかをお選びください。

a) 【インターネットによるPDF¹⁾の送付】

office@pronaturajapan.com

申請書に必要な事項を記入し、7月14日(金)正午までに、上記メールアドレスに、ファイル送信サービス²⁾を利用し送付してください。PDFのファイル形式のみ受け付けます。支出計画書もPDF形式に変換し、可能であれば申請書と1つの結合ファイルにしてご提出ください。容量が2MB以下の場合は、メールに添付してお送りください。

b) 【郵送】

**〒150-0046 渋谷区松濤 1-25-8 松濤アネックス 2F 公益財団法人自然保護助成基金
プロ・ナトゥーラ・ファンド助成担当**

申請書に必要な事項を記入し、上記住所に7月14日(金)必着で郵送してください。記入された申請書とともに、その電子ファイルをCD-ROMなどに保存し、同封してください。

申請書以外の書類等は受け付けません。いかなる場合であれ、締め切り日時に間に合わなかった申請書は受け付けません。申請書に書かれた個人情報については、当財団個人情報保護基本方針に基づき、適切に保護、管理いたします。また、ご応募いただいた申請書は返送しませんのでご了承ください。

A-8. 申請書作成上の注意

1. 申請書の内容

到達目標をはっきりとさせた単年度の計画として申請して下さい。

2. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象事業の実施に必要な直接経費で、助成金費目一覧表（別紙）に記載されている項目とします。具体的には、調査研究に関わる必要物品の購入費、専門的な作業にかかわる外部業者への委託費、メンバー以外の協力者に対する賃金、旅費、印刷費、会議費、物品・施設の借用費などが対象となります。学会参加費、論文投稿料、英文校閲費など、プロジェクトに直接関わりのない費用は対象外となります。

研究グループメンバーの人件費や、グループ組織の運営管理に必要な一般管理費は、助成金の使途として認められません。所属機関の旅費規程において定額の旅費が定められている場合でも、助成金からは実費しか支出することはできません。日当も助成対象外です。大学の研究者が申請者となり研究の責任者をつとめる場合や、大学事務員が会計責任者となる場合でも、大学の間接経費（一般管理費）としての支出は認められません。また、当財団では大学への寄附手続きは行いません。採択された際は、原則として、申請代表者（あるいは研究グループ）の口座に入金します。その後、代表者より大学に対して寄附手続きを行っていただきます。

なお、助成金費目一覧表になくても、当該研究遂行上、必要性が高いものへの支出は認められる場合もありますので、不明な点は申請前にご相談ください。

助成金として支出できない費用については、必要な場合は個人経費でまかなっていただくことになります。

期間中に費目を変更する場合には、計画変更願をご提出いただくことがあります。

3. 申請書の書式

申請書はモノクロで作成してください。各項目について、枠の配置、サイズの変更やページ数を増やすことはできません。文字は10ポイント以上とします。フォントは自由です。重要な点は太字にしたり、下線を引いたりして、見やすくなるよう適宜工夫してください。行間等を調整していただいても構いません。

4. 申請書末尾のアンケート

助成のしくみや手続きについて、今後の改善に役立たせていただきますので、アンケートにお答え下さい。なお、アンケートにおいていただいたご意見は、申請書の評価には影響いたしません。回答は必須です。無回答の場合は、申請を受け付けません。

5. 書類不備について

アンケートの記入がない、申請書のページ数を増やしている、など書類に不備があった場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。提出前に第三者に確認していただくことをおすすめします。

A-9. 助成を受けた者の義務

1. 中間報告書の提出

2018年3月31日までに、調査・研究の中間報告書を提出していただきます。

2. 最終報告書の提出

2018年11月30日までに、調査・研究の成果および会計についての最終報告書を提出していただきます。会計報告書では、全ての支出に関する領収書を添付していただきます。

提出された成果報告書の原稿は、こちらで編集し、当財団発行の助成成果報告書に掲載いたします。成果報告書は、インターネットで公開し、冊子体は申請代表者および関連諸機関に配布する予定です。

3. 成果発表会での発表

2018年11月下旬～12月上旬頃に、東京での開催を予定している助成成果発表会で成果の発表をしていただきます。

4. 研究成果の公表と報告

研究成果は、自然保護活動に資するよう、学術雑誌・書籍等で、公表にお努めください。なお、公表いただく際

には、研究遂行のために公益財団法人自然保護助成基金プロ・ナトゥーラ・ファンド助成の助成金を使用したことを明記して下さい。

助成金によって行われた研究の成果を論文として公表した際は、現物もしくはコピーを当財団事務局まで提出して下さい。

B. 国内活動助成

B-1. 助成目的

日本国内の地域の自然保護を目指した活動に対し資金を助成します。今年度は、これまでの活動助成に加えて、「地域 NPO 活動枠」を新設します。本助成枠は、地域を知り尽くしている地元の NPO による、住民の参加を促すような自然保護活動に対して助成するものです。

B-2. 助成対象テーマ

日本国内における自然保護のための普及啓発活動で、次のようなカテゴリに入るテーマが対象となります。

- 1) 野生動植物種や植生、動物分布、生態系、地形や水文環境などの保護活動。
- 2) 自然保護教育や環境教育の推進、自然保護思想の啓発のための活動。
- 3) 自然保護を訴えるパンフレット、書籍、映像コンテンツなどの製作。
- 4) 自然保護を訴えるシンポジウム、セミナー、イベントなどの開催。

以上のカテゴリに入らないテーマを設定される場合には、事前に事務局にお問い合わせください。

【地域 NPO 活動枠】

日本国内の地域で活動する NPO 法人による、地域の自然環境の保全、再生、復元を目指した、ボランティアベースの活動が対象で、次のようなカテゴリに入る活動が対象となります。申請団体が活動地域の外に出て行なうプロジェクトは、対象となりません。

- 1) 地域の固有の動植物種の保護活動。
- 2) 荒廃した里山等の自然環境を再生または復元し、生態系を回復させる活動。
- 3) 地域の自然環境を荒らしている外来種の駆除や、ノネコの対策 (TNR 活動、里親探し活動など)。

以上のカテゴリに入らないテーマを設定される場合には、事前に事務局にお問い合わせ下さい。

B-3. 応募資格

申請は、活動を行うための組織が整っているグループに限ります。申請者は、自然保護のための活動を企画、遂行することが求められます。自然保護に関する活動に意欲のある方でしたら、どなたでもご応募いただけます。法人格の有無は問いません。大学や研究機関等の研究室構成員からなるグループや各地の市民グループ、任意団体、NPO 法人、公益法人、国内・海外の自然保護団体に属しているメンバーのグループも含まれます。

地域 NPO 活動枠に関しては、地域に根ざした活動を 3 年以上続けている NPO 法人 (特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人) のみが対象となります。その地域の自然環境に詳しい専門家をアドバイザーとしてメンバーに加えることを推奨します。

現在助成を受けている活動グループが、引き続き申請を行うことは特に禁止しておりません。ただし、活動の単純な継続計画は原則認めておりません。新たな到達目標が設定され、そのための活動である必要があります。他の新規案件と同様の審査を行います。

プロ・ナトゥーラ・ファンド助成において、複数のプロジェクトの申請はご遠慮ください。1 団体 1 件のみの申請としてください。ただし、申請者が他の団体のプロジェクトにおいて、構成メンバーとなることは認めます。

当財団の評議員、役員、審査委員会委員は、応募できません。

なお、以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ①営利を目的としたもの。
- ②特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③他の機関からの委託を受けているもの。

B-4. 助成金額と期間

1 件当たりの助成金は上限 100 万円（地域 NPO 活動枠は上限 50 万円）、助成期間は 2017 年 10 月から 2018 年 9 月までの 1 年間です。

B-5. 選考基準

国内活動助成

1. 活動の意義・地域公益性： 活動をすることにより、自然保護の考えや実践が広がるか。また活動によって得られる成果が、地域の公益に寄与する内容となっているか。
2. 計画の妥当性： 申請プロジェクトが科学的根拠に基づいて計画されているか。またプロジェクトの目標を達成するための方法、予算、期間は妥当か。
3. 団体の戦略性： 申請プロジェクトはこれまでの経験や実績により、具体的な戦略をもって計画されたものであるか。またプロジェクト終了後のビジョンも明確であるか。

地域 NPO 活動枠

1. 活動の自然保護上の意義： 扱うテーマが自然保護上重要なものか。活動によって得られる成果が今後その地域における自然保護に寄与していく内容となっているか。
2. 地域連携性： 地域住民や関係組織との対話を通じ、地域住民と連携して行う自然保護活動となっているか。
3. 計画の妥当性： プロジェクトが科学的根拠に基づいており、目標・計画の立て方に無理がなく妥当なものとなっているか。

B-6. スケジュール

応募開始	2017 年 5 月 29 日（月）
応募締め切り	2017 年 7 月 14 日（金）正午（郵送の場合は事務局必着）
助成決定・結果通知	2017 年 9 月末
助成期間	2017 年 10 月 1 日から 2018 年 9 月 30 日まで
前期分送金	2017 年 10 月上旬（覚書提出後）
中間報告書提出	2018 年 3 月 31 日
後期分送金	2018 年 4 月上旬（中間報告書受領後）
最終報告書提出期限	2018 年 11 月 30 日
助成成果発表会	2018 年 11 月下旬～12 月上旬

B-7. 応募手続き

1. 申請書類の入手

申請書類は、以下のサイトよりダウンロードしてください。

<http://www.pronaturajapan.com/foundation/pronaturafund/28pnfbosyu>

2. 申請書の提出

申請書の提出は、次の 2 通りの方法のいずれかをお選びください。

a) 【インターネットによる PDF¹⁾の送付】

office@pronaturajapan.com

申請書に必要事項を記入し 7 月 14 日（金）正午までに、上記メールアドレスに、ファイル送信サービス²⁾ を利用し送付してください。1 つのファイルにまとめた PDF のファイル形式のみ受け付けます。PDF のファイル

形式のみ受け付けます。支出計画書も PDF 形式に変換し、可能であれば申請書と 1 つの結合ファイルにしてご提出ください。容量が 2MB 以下の場合は、メールに添付してお送りください。

b) 【郵送】

〒150-0046 渋谷区松濤 1-25-8 松濤アネックス 2F 公益財団法人自然保護助成基金
プロ・ナトゥーラ・ファンド助成担当

申請書に必要な事項を記入し、上記住所に 7 月 14 日 (金) 必着で郵送してください。記入された申請書とともに、その電子ファイルを CD-ROM などに保存し、同封してください。

いかなる場合であれ、締め切り日時に間に合わなかった申請書は受け付けません。申請書以外の書類等は受け付けません。申請書に書かれた個人情報については、当財団個人情報保護基本方針に基づき、適切に保護、管理いたします。また、ご応募いただいた申請書は返送しませんのでご了承ください。

B-8. 申請書作成上の注意

1. 申請書の内容

到達目標をはっきりとさせた単年度の計画として申請して下さい。

2. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象事業の実施に必要な直接経費で、助成金費目一覧表 (別紙) に記されている項目とします。具体的には、プロジェクトに関わる必要物品の購入費、専門的な作業にかかわる外部業者への委託費、メンバー以外の協力者に対する賃金、旅費、印刷費、会議費、物品・施設の借用費などが対象となります。学会参加費、論文投稿料、英文校閲費など、プロジェクトに直接関わりのない費用は対象外となります。

活動グループメンバーの人件費や、グループ組織の運営管理に必要な一般管理費は、助成金の使途として認められません。ただし、地域 NPO 活動枠に限り、上限 30 % まで、プロジェクトメンバーへの人件費を支出することができます (詳細は費目一覧をご覧ください)。

大学の研究者が申請者となりプロジェクトの責任者をつとめる場合や、大学事務員が会計責任者となる場合でも、大学の間接経費 (一般管理費) としての支出は認められません。また、申請者の所属機関の旅費規程において定額の旅費が定められている場合でも、助成金からは実費しか支出することはできません。日当は助成対象外です。当財団では大学への寄附手続きは行いません。採択された際は、原則として、申請代表者 (または活動グループ) の口座に入金します。その後、代表者より大学に対して寄附手続きを行っていただきます。

なお、助成金費目一覧表になくても、当該活動遂行上、必要性が高いものへの支出は認められる場合もありますので、不明な点は申請前にご相談ください。

助成金として支出できない費用については、必要な場合は個人経費でまかなっていただくことになります。

期間中に費目を変更する場合には、計画変更願をご提出いただくことがあります。

3. 書類作成上の注意

申請書はモノクロで作成してください。各項目について、枠の配置、サイズの変更やページ数を増やすことはできません。文字は 10 ポイント以上とします。フォントは自由です。重要な点は太字にしたり、下線を引いたりして、見やすくなるよう適宜工夫してください。行間等を調整していただいても構いません。

4. 申請書末尾のアンケート

助成の仕組みや手続きについて、今後の改善に役立たせていただきますので、アンケートにお答えください。なお、アンケートにおいていただいたご意見は、申請書の評価には影響いたしません。回答は必須です。無回答の場合は、申請を受け付けません。

5. 書類不備について

アンケートの記入がない、申請書のページ数を増やしている、など書類に不備があった場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。提出前に第三者に確認していただくことをおすすめします。

B-9. 助成を受けた者の義務

1. 中間報告書の提出

2018年3月31日までに、活動の中間報告書を提出していただきます。

2. 最終報告書の提出

2018年11月30日までに、活動の成果および会計についての最終報告書を提出していただきます。会計報告書では、全ての支出に関する領収書を添付していただきます。

提出された成果報告書の原稿は、こちらで編集し、当財団発行の助成成果報告書に掲載いたします。成果報告書は、インターネットで公開し、冊子体は申請代表者および関連諸機関に配布する予定です。

3. 成果発表会での発表

2018年11月末～12月上旬頃に、東京で開催を予定している助成成果発表会で成果の発表をしていただきます。

4. 活動内容の広報と報告

活動の内容は、ウェブや各種媒体を使って広く広報するようお努めください。助成金によって行われた活動の成果を印刷物として公表した際には、現物を財団事務局まで提出して下さい。公表いただく際には、公益財団法人自然保護助成基金プロ・ナトゥーラ・ファンド助成の助成金を使用したことを明記して下さい。

C. 海外助成

C-1. 助成目的

海外の地域における、自然保護のための調査・研究および活動に対し資金を助成します。

C-2. 助成対象テーマ

海外の地域における野生動植物の保護あるいは生態系保全のための調査・研究、および教育・普及・啓発活動を対象とします。教育・普及・啓発活動は、事前に十分な調査・研究がなされているものに限り、調査・研究と教育・普及・啓発活動とが一体となったプロジェクトでも、ご応募いただけます。

- 1) 地域の自然保護を目的とした、生物・生態系ならびに地形・水文・気象などの調査・研究。
- 2) 自然保護を目的とした、森林、干潟、藻場、河口域などの陸域、水域の環境の基礎調査・研究。
- 3) 絶滅が危惧される動植物種の調査・研究。
- 4) 国内に定着した外来種の調査・研究。(国内外来種を含む)
- 5) 現在起こっている自然保護問題の解決のための調査・研究。
- 6) 自然保護問題解決のための調査・研究手法の開発。
- 7) 野生動植物種、生態系、地形や水文環境などの保護活動。
- 8) 自然保護教育や環境教育の推進、自然保護思想の啓発のための活動。
- 9) 自然保護を訴えるパンフレット、書籍、映像コンテンツなどの製作。
- 10) 自然保護を訴えるシンポジウム、セミナー、イベントなどの開催。

以上のカテゴリに入らないテーマを設定される場合には、事前に事務局にお問い合わせください。

C-3. 応募資格

1. 応募資格

対象は日本国以外の国または地域で活動するグループのみです。個人は対象になりません。申請者は、自然保護のための調査・研究や活動を企画、遂行し、成果を現地の自然保護活動に役立てることが求められます。メンバーには、責任者（＝代表者）、副責任者、会計責任者の最低3名が必要です。現地に居住しておりその地域の自然保護に貢献する研究や活動の実績を持っていることが条件です。日本人でも、現地に長く居住しており実績のある者であれば、代表者として申請していただけます。

申請グループのメンバーには、日本人メンバーが最低1名入っていることが条件です。申請者をよく知っており、申請された研究・活動内容をよく理解している人物である必要があります。日本人メンバーは、現地在住者または日本在住者のどちらでも構いません。

現在助成を受けているグループが、引き続き申請を行うことは特に禁止しておりません。ただし、研究・活動の単純な継続計画は原則認めず、同じ生物や地域などを対象とする場合でも、新たな分析方法や、新たな問題解決の手段が示されている必要があります。他の新規案件と同様の審査を行います。

当財団の評議員、役員、審査委員会委員は、応募できません。

なお、以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ①営利を目的としたもの。
- ②特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③他の機関からの委託を受けているもの。

2. 日本人メンバーの役割

助成期間中に事務局と助成対象グループとの連絡役を担っていただきます。現地で突発的事故（政変などを含む）が生じて、調査研究や活動の継続が不能になった場合でも、事務局との連絡を行える人となります。日本人メンバーの方には、主に、以下の作業を行っていただきます。

- 1) 代表者より中間報告書を受け取り、必要な場合は和訳をし、また内容について専門的な立場からコメントをし、事務局に送る。
- 2) 最終成果報告書の **Summary** の和訳を行い、事務局に送る。
- 3) 最終報告書、会計報告書の提出が滞りなく行われるようにする。
- 4) 最終成果報告書の原稿の内容のチェック、校正作業を行う。
- 5) 当財団主催の助成成果発表会にて成果発表を行う。

C-4. 助成金額と期間

1 件当たりの助成金は上限 150 万円、助成期間は 2017 年 10 月から 2018 年 9 月までの 1 年間です。助成金額は、送金時の為替レートにより変動する場合があります。

C-5. 選考基準

審査委員会において、以下の諸点について審査を行い、選考を行います。

1. 重要性・緊急性： 自然保護上重要な地域、対象事物を扱っており、緊急性も認められるものであるか。
2. 計画の妥当性： 申請プロジェクトの到達目標、また目標を達成するための方法、予算、期間は妥当か。
3. 成果の有益性： プロジェクトで得られたデータや成果が、今後自然保護に役立っていくものとなるか。

C-6. スケジュール

応募開始	2017 年 5 月 29 日 (月)
応募締め切り	2017 年 7 月 14 日 (金) 正午 (郵送の場合は事務局必着)
助成決定・結果通知	2017 年 9 月末
助成期間	2017 年 10 月 1 日から 2018 年 9 月 30 日まで
前期分送金	2017 年 10 月上旬 (覚書提出後)
中間報告書提出	2018 年 3 月 31 日
後期分送金	2018 年 4 月上旬 (中間報告書受領後)
最終報告書提出期限	2018 年 11 月 30 日
助成成果発表会	2018 年 11 月下旬～12 月上旬

C-7. 応募手続き

1. 応募方法

申請書類は、以下のサイトよりダウンロードしてください。

<http://www.pronaturajapan.com/foundation/pronaturafund/28pnfbosyu>

申請書は、申請代表者が日本人メンバーを介して提出して下さい。

申請書の作成の際は、以下の点にご留意ください。

- 1) **Application Form** は、申請者が英語もしくは日本語でご記入ください。
- 2) **Application Form** が英語で書かれている場合、日本人メンバーが日本語に訳し、それを邦訳用紙に記入してください。推薦書は不要です。

2. 申請書の提出

申請書の提出は、次の 2 通りの方法のいずれかをお選びください。

a) 【インターネットによる PDF¹⁾の送付】

office@pronaturajapan.com

申請書に必要事項を記入し、7月14日(金)正午(JST)までに、上記メールアドレスに、ファイル送信サービス²⁾を利用し送付してください。1つのファイルにまとめたPDFのファイル形式のみ受け付けます。それ以外は受け付けません。容量が2MB以下の場合、メールに添付してお送りください。

b) 【郵送】

〒150-0046 渋谷区松濤 1-25-8 松濤アネックス 2F 公益財団法人自然保護助成基金
プロ・ナトゥーラ・ファンド助成担当

申請書に必要事項を記入し、上記住所に7月14日(金)必着で郵送してください。記入された申請書とともに、その電子ファイルをCD-ROMなどに保存し、同封してください。

いかなる場合であれ、締め切り日時に間に合わなかった申請書は受け付けません。申請書以外の書類等は受け付けません。申請書に書かれた個人情報については、当財団個人情報保護基本方針に基づき、適切に保護、管理いたします。また、ご応募いただいた申請書は返送しませんのでご了承ください。

C-8. 申請書作成上の注意

1. 申請書の内容

到達目標をはっきりとさせた単年度の計画として申請してください。

2. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象事業の実施に必要な現地での直接経費のみで、助成金費目一覧表(別紙)に記されている項目とします。具体的には、プロジェクトに関わる必要物品の購入費、専門的な作業にかかわる外部業者への委託費、メンバー以外の協力者に対する賃金・謝金、旅費、印刷費、会議費、物品・施設の借用費などが対象となります。プロジェクトメンバーの人件費や飲食代は助成対象とはなりませんので、ご注意ください。

日本在住の日本人メンバーの現地への渡航費、また現地在住の日本人メンバーが成果発表会のため一時帰国するための渡航費は、支出可能です。なお、この助成金を使って申請者が日本へ留学したり研修等の目的で滞在したりすることはできません。調査研究活動の一環として、申請代表者が短期間来日することに対しては支出可能です。申請代表者が成果発表の時期に来日している場合は、成果発表会参加のための国内移動費を計上していただく構いません。この場合に限り、代表者と日本人メンバー2名分の国内移動費および1泊分の旅費を計上していただくことができます。

助成金として支出できない費用については、必要な場合は個人経費で賄っていただくことになります。

助成期間中に費目を変更する場合には、計画変更願をご提出いただくことがあります。

3. 申請書の書式

申請書はモノクロで作成してください。各項目について、該当ページ内での枠のサイズの変更が可能です。申請書のページ数を増やすことはできません。文字サイズは12ポイント以上(和訳は10ポイント以上)とします。フォントは自由です。重要な点は太字にしたり、下線を引いたりして、見やすくなるよう適宜工夫してください。行間等を調整していただいても構いません。

4. 申請書末尾のアンケート

助成のしくみや手続きについて、今後の改善に役立たせていただきますので、アンケートにお答え下さい。なお、アンケートにおいていただいたご意見は、申請書の評価には影響いたしません。回答は必須です。無回答の場合は、申請を受け付けません。

5. 書類不備について

アンケートの記入がない、申請書のページ数を増やしている、など書類に不備があった場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。提出前に第三者に確認していただくことをおすすめします。

C-9. 助成を受けた者の義務

1. 中間報告書の提出

2018年3月31日までに、助成採択者は中間報告書を作成して下さい。日本人メンバーがコメントと和訳を付けて提出して下さい。

2. 最終報告書の提出

2018年11月30日までに、研究・活動の成果および会計についての最終報告書を提出していただきます。会計報告書では、全ての支出に関する領収書を添付していただきます。

提出された成果報告書の原稿は、こちらで編集し、当財団発行の助成成果報告書に掲載いたします。成果報告書は、インターネットで公開し、冊子体は関連諸機関に配布する予定です。

3. 成果発表会での発表

2018年11月下旬～12月上旬に、東京で助成成果発表会が開催される予定です。原則として日本人メンバーが発表を行ってください。申請代表者が来日している場合は、代表者本人に成果の発表をしていただき、日本人メンバーに通訳をしていただきます。

4. 成果の公表

成果は、学術論文、書籍、ウェブサイトなどを用いて積極的に公表されることを希望します。助成金によって行われた研究／活動の成果を論文や印刷物として公表した際には、現物を財団事務局まで提出して下さい。公表いただく際には、公益財団法人自然保護助成基金プロ・ナトゥーラ・ファンダ助成の助成金を使用したことを明記して下さい。

D. 出版助成

D-1. 助成目的

自然保護に関する優れた書籍を発行するための資金援助を行うものです。執筆が終了しているもので、出版経費の問題から出版ができずにいるものに対して出版経費の一部を助成します。

D-2. 助成対象テーマ

自然保護に関する書籍であり、その内容が自然保護活動の推進に資するものとします。学術専門書や普及書など、自然保護に関するものであれば、特に内容について制限は設けていません。

D-3. 応募資格

申請の際には、既に原稿が揃っていることと、出版について出版社と検討が行われていて、助成金を得た場合に出版する旨の内諾を得ている必要があります。なお、自費出版はこの助成の対象になりません。

著者が多数になる場合は、申請代表者は編著者を代表者としてください。

助成金額は、製作費用の50%までとし、助成金額の上限は100万円とします。この助成をうけた場合、著者の原稿料は0円としてください。増刷時の印税の支払いについては、当財団は関知しません。

プロ・ナトゥーラ・ファンド助成において、別のプロジェクトに応募いただくこともできます。他の団体のプロジェクトにおいて、構成メンバーとなることも認めます。

当財団の評議員、役員、審査委員会委員は、応募できません。

なお、以下の項目に該当する書籍は応募できません。

- ① 特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ② 他の機関からの委託を受けているもの。

D-4. 選考基準

審査委員会において、応募資格を満たしているものの中から、以下の点について審査を行い、選考を行います。

- 自然保護上の重要な課題、もしくは重要な場所についてまとめられたものか。出版物が今後自然保護に役立つものか。

D-5. スケジュール

応募開始	2017年5月29日(月)
応募締め切り	2017年7月14日(金) 正午(郵送の場合は事務局必着)
助成決定・結果通知	2017年9月末
出版スケジュールの確定	2017年10月末
詳細見積書提出(出版社)	2017年11月末まで
覚書の締結(出版社・著者・財団)	2017年12月末まで
助成金送金	2017年12月以降
書籍発行期限	2018年9月末
助成成果発表会	2018年11月下旬～12月上旬

D-6. 応募手続き

1. 応募方法

申請書類は、以下のサイトよりダウンロードしてください。

<http://www.pronaturajapan.com/foundation/pronaturafund/28pnfbosyu>

申請書とともに、出版社の出版内諾書（書式自由）をつけてください。

2. 申請書の提出

申請書の提出は、次の2通りの方法のいずれかをお選びください。

a) 【インターネットによるPDF¹⁾の送付】

office@pronaturajapan.com

申請書に必要な事項を記入し 7月14日(金)正午までに、上記メールアドレスに、ファイル送信サービス²⁾を利用し送付してください。1つのファイルにまとめたPDFのファイル形式のみ受け付けます。それ以外は受け付けません。容量が2MB以下の場合は、メールに添付してお送りください。

b) 【郵送】

**〒150-0046 渋谷区松濤 1-25-8 松濤アネックス 2F 公益財団法人自然保護助成基金
プロ・ナトゥーラ・ファンド助成担当**

申請書に必要な事項を記入し、上記住所に 7月14日(金)必着で郵送してください。記入された申請書とともに、その電子ファイルを CD-ROM などに保存し、同封してください。

いかなる場合であれ、締め切り日時に間に合わなかった申請書は受け付けません。申請書および出版内諾書以外の書類等は受け付けません。申請書に書かれた個人情報については、当財団個人情報保護基本方針に基づき、適切に保護、管理いたします。また、ご応募いただいた申請書は返送しませんのでご了承ください。

3. 助成金の使途と支払い

助成金は、出版経費にのみ使用できます。原稿作成のための経費には使えませんのでご注意ください。助成金は、入稿時に出版社に支払われます。

4. 申請書の書式

申請書はモノクロで作成してください。文字サイズは10ポイント以上とします。フォントは自由です。重要な点は太字にしたり、下線を引いたりして、見やすくなるよう適宜工夫してください。各項目について、該当ページ内での枠のサイズの変更が可能ですが、申請書のページ数を増やすことはできません。

5. 申請書末尾のアンケート

助成のしくみや手続きについて、今後の改善に役立たせていただきますので、アンケートにお答え下さい。なお、アンケートにおいていただいたご意見は、申請書の評価には影響いたしません。回答は必須です。無回答の場合は、申請を受け付けることができません。

6. 書類不備について

アンケートの記入がない、申請書のページ数を増やしている、など書類に不備があった場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。提出前に第三者に確認していただくことをおすすめします。

D-7. 助成を受けた者の義務

1. 書籍発行の期限

書籍は、助成決定から必ず1年以内に発行してください。書籍の発行期限の延長は、原則認めません。助成期間内に書籍が発行できない場合は、助成金を返金いただく場合があります。

2. 出版物の紹介文の執筆

出版が完了したのち、出版物の紹介文をお書きいただきます。当財団のニュースレターに掲載する予定です。

3. 助成元の明示と報告

書籍には公益財団法人自然保護助成基金プロ・ナトゥーラ・ファンド助成の助成金を使用したことを明記していただきます。発行された書籍の現物は、最終報告書提出時に2冊提出していただきます。

4. 成果発表会での発表

本の著者は、2018年11月末～12月上旬頃に、東京で開催を予定している助成成果発表会で、出版した本の紹介を行っていただきます。著者が多数の場合は、代表者（編著者）のみが参加してください。成果発表会会場までの交通費は別途お支払いいたします。

E. 特定テーマ助成「シカ問題の解決に向けた実践的な活動ならびに研究」

E-1. 助成の目的と対象

日本各地で深刻な問題となっている、シカ（エゾシカ、ニホンジカ、キョン、ヤクシカなど）による自然環境への被害（植物の食害、樹木の樹皮剥ぎ、食害による裸地化など）について、様々な調査・研究が行われています。本助成では、これまでの調査・研究で蓄積されてきた、シカの生態、分布、個体数などに関する基礎的なデータや、長期的なモニタリングのデータなどを活かした、地域の自然保護に役立てるためのプラクティカルな研究や、シカ問題に対する地域住民や行政の理解を深めるための普及・啓発活動に対して助成を行いません。

助成対象テーマ例：

- ・ 地域行政に対する、地域における最善のシカ被害対策の提言活動。
- ・ 研究者、狩猟者、地域住民、地域行政のネットワークの構築、連携強化活動。
- ・ 複数地域共同で行うシカ対策の検証、強化。
- ・ 被害対策の手法の効果に関する比較研究。
- ・ 調査が進んでいる場所と進んでいない場所のマッピング、データベース化。
- ・ シカ被害対策の強化の必要性を訴える地域住民・行政を対象としたシンポジウムの開催。

上記以外のテーマを設定される場合には、事務局までお問い合わせください。なお、自然保護とかけ離れたテーマである場合、申請を受け付けない場合があります。

シカ問題に関する基礎的な調査および研究プロジェクトについては、国内研究助成としてご応募下さい。

E-2. 応募資格

申請は、研究または活動を行うための組織が整っているグループに限ります。申請者は、対象テーマについて、研究または活動を企画・遂行することが求められます。法人格の有無は問いません。大学や研究機関等の研究室構成員からなるグループや、各地の市民グループ、任意団体、NPO 法人、公益法人、地方公共団体と地域住民による協議会も含まれます。

プロ・ナトゥーラ・ファンズ助成において、複数のプロジェクトの申請はご遠慮ください。1 団体 1 件のみの申請としてください。ただし、申請者が他の団体のプロジェクトにおいて、構成メンバーとなることは認めます。

当財団の評議員、役員、審査委員会委員は、申請グループのメンバーになれません。

以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ① 営利を目的としたもの。
- ② 特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③ 他の機関からの委託を受けているもの。

E-3. 選考基準

審査委員会において、以下の諸点について審査を行い、選考を行います。

1. 自然保護上の重要性・緊急性： 対象とする地域が、シカによる自然環境への被害が甚大で緊急的に対応する必要があるかどうか。
2. 計画妥当性： 申請プロジェクトの目標を達成するための方法、計画は適切か。
3. 成果の有益性： プロジェクトの成果が地域における自然保護に役立っていくものとなっているか。

E-4. 助成金額と期間

1件あたりの助成金は上限が1年につき100万円で、最大2年間の助成です。助成の期間は、2017年10月から2018年9月までの1年間、あるいは2019年9月までの2年間です。2年間のプロジェクトの場合は、単年度ごとの到達目標を申請書にお書きください。予算も、1年ごとに組むようにしてください。1年目が終了した後に提出していただく中間報告書の内容を吟味して、2年目の助成継続の可否を決定いたします。

E-5. スケジュール

応募開始	2017年5月29日(月)
応募締め切り	2017年7月14日(金)正午(郵送の場合は事務局必着)
助成決定・結果通知	2017年9月末
助成期間	2017年10月1日から2018年9月30日(または2019年9月30日)まで
中間報告書提出	1年間プロジェクトの場合は2018年3月末。 2年間プロジェクトの場合は2018年9月末。 報告書受領後に後期分を送金。
最終報告書提出	1年間プロジェクトの場合は2018年11月末。 2年間プロジェクトの場合は2019年11月末。
助成成果発表会	1年間プロジェクトの場合は2018年11月下旬～12月上旬 2年間プロジェクトの場合は2019年11月下旬～12月上旬

E-6. 応募手続き

1. 申請書類の入手

申請書類は、以下のサイトよりダウンロードしてください。

<http://www.pronaturajapan.com/foundation/pronaturafund/28pnfbosyu>

2. 申請書の提出

申請書の提出は、次の2通りの方法のいずれかをお選びください。

a) 【インターネットによるPDF¹⁾の送付】

office@pronaturajapan.com

申請書に必要事項を記入し7月14日(金)正午までに、上記メールアドレスに、ファイル送信サービス²⁾を利用し送付してください。PDFのファイル形式のみ受け付けます。支出計画書もPDF形式に変換し、可能であれば申請書と1つの結合ファイルにしてご提出ください。容量が2MB以下の場合は、メールに添付してお送りください。

b) 【郵送】

**〒150-0046 渋谷区松濤1-25-8 松濤アネックス2F 公益財団法人自然保護助成基金
プロ・ナトゥーラ・ファンド助成担当**

申請書に必要事項を記入し、上記住所に7月14日(金)必着で郵送してください。記入された申請書とともに、その電子ファイルをCD-ROMなどに保存し、同封してください。

いかなる場合であれ、締め切り日時に間に合わなかった申請書は受け付けません。申請書以外の書類等は受け付けません。申請書に書かれた個人情報については、当財団個人情報保護基本方針に基づき、適切に保護、管理いたします。また、ご応募いただいた申請書は返送しませんのでご了承ください。

E-7. 申請書作成上の注意

1. 助成金の使途

助成金の使途は、助成対象事業の実施に必要な直接経費で、助成金費目一覧表（別紙）に記されている項目とします。具体的には、調査研究に関わる必要物品の購入費、専門的な作業にかかわる外部業者への委託費、メンバー以外の協力者に対する賃金、旅費、印刷費、会議費、物品・施設の借用費などが対象となります。学会参加費、論文投稿料、英文校閲費など、プロジェクトに直接関わりのない費用は対象外となります。

グループメンバーの人件費や、グループ組織の運営管理に必要な一般管理費は、助成金の使途として認められません。所属機関の旅費規程において定額の旅費が定められている場合でも、助成金からは実費しか支出することはできません。日当も助成対象外です。また、大学の研究者が申請者となり研究の責任者をつとめる場合や、大学事務員が会計責任者となる場合でも、大学の間接経費（一般管理費）としての支出は認められません。当財団では大学への寄附手続きは行いません。採択された際は、原則として、申請代表者（またはプロジェクトグループ）の口座に入金します。その後、代表者より大学に対して寄附手続きを行っていただきます。

なお、助成金費目一覧表になくても、当該研究遂行上、必要性が高いものへの支出は認められる場合もありますので、不明な点は申請前にご相談ください。

助成金として支出できない費用については、必要な場合は個人経費でまかなっていただくこととなります。期間中に費目を変更する場合には、計画変更願をご提出いただく場合があります。

2. 申請書の書式

申請書はモノクロで作成してください。各項目について、枠の配置、サイズの変更やページ数を増やすことはできません。文字は10ポイント以上とします。フォントは自由です。重要な点は太字にしたり、下線を引いたりして、見やすくなるよう適宜工夫してください。行間等を調整していただいても構いません。

3. 申請書末尾のアンケート

助成のしくみや手続きについて、今後の改善に役立たせていただきますので、アンケートにお答え下さい。なお、アンケートにおいていただいたご意見は、申請書の評価には影響いたしません。回答は必須です。無回答の場合は、申請を受け付けません。

4. 書類不備について

アンケートの記入がない、申請書のページ数を増やしている、など書類に不備があった場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。提出前に第三者に確認していただくことをおすすめします。

E-8. 助成を受けた者の義務

1. 中間報告書の提出

1年間のプロジェクトの採択者は2018年3月31日までに、2年間のプロジェクトの採択者は2018年9月30日までにプロジェクトの中間報告書を提出していただきます。

2. 最終報告書の提出

助成期間終了後、11月末までに、成果および会計についての最終報告書を提出していただきます。提出された成果報告書の原稿は、こちらで編集し、当財団発行の助成成果報告書に掲載いたします。成果報告書は、インターネットで公開し、冊子体は関連諸機関に配布する予定です。

3. 成果発表会での発表

2018年11月下旬～12月上旬頃（2年間のプロジェクト採択者はその翌年）に、東京での開催を予定している助成成果発表会で成果の発表をしていただきます。

4. 成果の公表と報告

プロジェクトの成果は、ウェブや各種媒体を使って広く広報するようお努めください。助成金によって行われた活動の成果を印刷物として公表した際には、現物を財団事務局まで提出して下さい。公表いただく際には、公益財団法人自然保護助成基金プロ・ナトゥーラ・ファンド助成の助成金を使用したことを明記して下さい

募集要項 要約表

	A. 国内研究助成	B. 国内活動助成		C. 海外助成	D. 出版助成	E. 特定テーマ助成	
			地域 NPO 活動枠			1 年	2 年
応募資格	団体のみ	団体のみ	NPO 法人のみ	団体のみ	個人または団体	団体のみ	
助成期間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	1 年間	2 年間
助成金額 (1 年間の上限)	100 万円	100 万円	50 万円	150 万円	100 万円	100 万円	
選考基準	1. 重要性・緊急性 2. 計画の妥当性 3. 成果の有益性	1. 活動の意義・地域 公益性 2. 計画の妥当性 3. 団体の戦略性	1. 活動の自然保護上 の意義 2. 地域連携性 3. 計画の妥当性	1. 重要性・緊急性 2. 計画の妥当性 3. 成果の有益性	1. 自然保護上の重要 性 2. 出版物の有益性	1. 重要性・緊急性 2. 計画の妥当性 3. 成果の有益性	
備考			プロジェクトメンバー への人件費の支出を認 める。(申請金額上限 30%まで)	推薦者制度廃止. 日 本人がメンバーに 加わることが条件.			
募集期間	2017 年 5 月 29 日 (月) ~2017 年 7 月 14 日 (金) まで. メールの場合は正午まで. 郵送の場合は当日必着.						

注

1) PDFは、Adobe System社による電子上の文章に関するファイルフォーマットです。Acrobatや各種ソフトウェアにて作成できます。

2) ファイル送信サービスには、以下のようなものがあります。なお、ここに挙げたサービスをご利用頂いた際に、送信上のトラブルがあっても当財団は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

宅ファイル便 <http://www.filesend.to/>

データ便 <https://www.datadeliver.net/>

ファイルポスト <http://file-post.net/ja/>

第28期（2017年度）プロ・ナトゥーラ・ファンド助成募集要項

2017年4月30日

© 公益財団法人自然保護助成基金